

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、当事業者があなた様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業主体概要について

事業者名称	医療法人 <small>さんせつかい</small> 三継会	
代表者氏名	理事長 山下 直哉	
主たる事務所の所在地	〒506-0825 岐阜県高山市石浦町5丁目1番地 ネオコーポイシウラ2階	
連絡先	電話番号	0577-34-5648
	FAX 番号	0577-34-5648
法人設立年月日	平成23年8月10日	
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 歯科医院経営（高山市2、飛騨市1、富山市1）・ 訪問歯科診療支援・ 住宅型有料老人ホーム経営・ 訪問看護事業所経営・ 訪問介護事業所経営・ 福祉用具貸与事業所経営・ 居宅介護支援事業所経営・ 介護職員による喀痰吸引等登録研修機関	

2. サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ファインシニアけやき居宅介護支援センター	
事業所所在地	〒506-0053 岐阜県高山市昭和町3丁目180-1	
連絡先	電話番号	0577-57-5858
	FAX 番号	0577-57-5859
事業の種類	指定居宅介護支援事業所	
介護保険指定事業所番号	2172701449 号	
通常の事業の実施地域	高山市全域	

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法等の関係法規及び契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう、契約者の同意のうえでケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。
運営の方針	公正中立を旨とし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して事業を選びます。 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員数	職務内容
管理者	1名（常勤・兼務）	利用者の処遇に関する一切の管理及び従業者の管理等事業に関する総合的な管理を行う。
介護支援専門員	0名（非常勤・専従）	利用者からの相談を受け、居宅サービス計画の作成、変更等サービス提供に係る一連の管理を行う。

(4) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 土日祝日に関しては、事前連絡により対応します。（但し、12月31日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

3. サービス内容

- ・中立・公平な立場として、利用者の立場に立った居宅介護支援サービス計画原案を作成します。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- ・利用者への情報提供をします。
- ・利用者の実態把握（アセスメント）をします。
- ・利用者のサービス実施状況の継続的な把握（モニタリング）をし、1か月に最低1回はモニタリングの為の訪問します。また、評価を行います。
- ・サービスの調整（利用の開始や中止、休止、体調不良等の休みを調整）をします。
- ・利用者の同意をいただく行為（説明行為）をします。
- ・サービス担当者会議を実施し、計画に位置付けた各サービス担当の専門的な見地から意見を求め、居宅介護支援計画に反映します。
- ・認定調査に係る代理申請をします。

【その他】

- ・利用者から事業者の任命した介護支援専門員の交代を希望することができます。また事業者は、必要

に応じて介護支援専門員を交代しますが、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。

- ・認定調査の更新について、居宅介護支援専門員が代理で申請する場合には、ご家族の立会いを求めています。

4. 利用料金

(1) 利用料

通常は、要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) 加算体制について

入院時情報連携加算	I 250 単位 II 200 単位	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって当該病院又は診療所の職員に対して、情報提供した場合、1 人につき 1 月に 1 回を限度として算定。 I 入院後 3 日以内に情報提供（提供方法は問わない） II 入院後 7 日以内に情報提供（提供方法は問わない）
退院・退所加算	連携 1 回の場合 450 単位（カンファレンス参加無） 600 単位 （カンファレンス参加有）	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い居宅サービス計画の作成をした場合。
初回加算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
地域区分ごとの報酬単価（地域区分：その他）		1 単位 = 10.00 円

(2) 交通費

前記 2 (1) のサービス提供地域お住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロ当たり 20 円とする。

(3) 請求及び支払い方法

請求	利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月の 5 日頃までに利用者へ送付します。
支払方法	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ① 利用者指定口座からの自動振替 ② 事業所指定口座への振込

5. 事故発生時の対応

- (1) 事業所の指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、緊急連絡先、当事業所管理者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修会を開催するなど事故防止に努めます。
- (4) 必要に応じて保険者・県等の指導助言を仰ぎます。

6. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。なお、当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	訪問介護事業者プラン

7. 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の設置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
------------------------	---

<p>個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</p>
--------------------	--

9. 身分証明書携行義務

介護支援専門員は常に、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

10. 事業者の記録作成・交付の義務

- ・利用者へ提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ・契約者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付します。

11. サービス提供に関する苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に表す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや苦情の確認を行う。
 - 管理者は、関係者に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は、把握した状況、事象を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）

(2) 苦情申し立ての窓口

<p>【事業者の窓口】 ファイナンシアけやき居宅介護支援センター 担当者 池上 順子（管理者）</p>	<p>所在地 岐阜県高山市昭和町3丁目180-1の一部 電話番号 0577-57-5858 FAX番号 0577-57-5859 受付時間 午前8:30～午後5:30</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 高山市 高山市役所 福祉部 高年介護課</p>	<p>所在地 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地 電話番号 0577-35-3178 FAX番号 0577-35-4884 受付時間 平日午前8:30～午後5:15</p>
<p>【岐阜県国民健康保険団体連合会】</p>	<p>所在地 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会4階 介護保険課苦情相談係 電話番号 058-275-9826 FAX番号 058-275-7635 受付時間 平日午前9:00～午後5:00</p>

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

【事業者】

主たる事業所の所在地 〒506-0825
岐阜県高山市石浦町 5 丁目 1 番地 ネオコーポイシウラ 2 階
名称 医療法人 三継会
代表者 理事長 山下直哉 印

【事業所】

所在地 〒506-0053
岐阜県高山市昭和町 3 丁目 180- 1
名称 ファインシニアけやき居宅介護支援センター
事業所番号 2172701449 号
管理者 池上 順子
電話 0577-57-5858
FAX 0577-57-5859

私は、契約書および本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け、同意しました。

【利用者】

住所
氏名 印

【利用者の代理人】

住所
氏名 印